〇添付書類 (営業譲渡の場合)

- 1 株主総会議事録写し(営業譲渡者・営業譲受者とも)
- 2 営業譲渡契約書写し
- 3 商業登記事項証明書写し(営業譲渡者・営業譲受者とも)
- 4 営業譲渡後の経営事項審査結果通知書(写)
- 5 建設業許可証明書写し(営業譲受者)
- 6 建設業許可の廃業届(営業譲渡者)
- 7 京都府税の納税証明書原本(営業譲渡者、譲受者)
- 8 消費税・地方消費税の納税証明書(書式その3)写し(営業譲渡者、譲受者)
- 9 営業所一覧表(営業譲受者)
 - ただし、営業譲渡については、申請者にそれぞれの形態・規模・目的等がある ため、個別に必要とする書類の提出を求めることがあります。
 - 〇 その他フロー図などの参考資料があれば1部提出してください。 (特に業種の移転状況が良く分かるように記載されたもの。)
 - 建設業のすべてを譲渡する場合が、このケースになります。
 - 〇 営業譲受者の方は、前提として営業譲渡者と同じ建設業許可があることが要件 となります。
 - 〇 ただし、個別に必要とする書類の提出を求めることがあります。